

令和３年４月秋田市議会臨時会提出案件目次

番 号	件 名
89	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
90	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
91	令和３年度秋田市一般会計補正予算（第２号）の件

議案第89号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年4月20日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法の一部改正（令和3年法律第7号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第15号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第70条の3第1号および第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の9の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度ま

で」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第８条の見出し中「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に、「額）」を「額。以下この条において同じ。）」に、「額を」を「額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第13条第１項中「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

附則第13条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月31日」を「令和３年12月31日」に改める。

附則第13条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 改正後の秋田市市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第90号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年4月20日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）等の施行に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第16号

専 決 処 分 書

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年
秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条
第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年
法律第19号）附則第7条第1項」に、「第2条第1項の過疎地域」を「附
則第5条に規定する特定市町村の区域」に、「同じ」を「この条において
同じ」に、「過疎地域内において製造の事業」を「過疎地域に係る同法第
8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定す
る産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定
められた製造業、情報サービス業等」に、「第30条」を「第23条」に、
「）又は」を「次条第1項第2号において同じ。）又は」に、「除く」を
「除く。次条第1項第1号において同じ」に、「を新設し、又は増設し
た」を「の取得等（同法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令
（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（次条

第1項第1号において「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした」に改める。

第2条第1項中「第12条第1項の表第1号第2欄又は第45条第1項の表第1号第2欄」を「第12条第3項の表第1号中欄又は第45条第2項の表第1号中欄」に、「第12条第1項の表第1号第3欄又は第45条第1項の表第1号第3欄」を「第12条第3項の表第1号下欄又は第45条第2項の表第1号下欄」に、「2,700万円を超える」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上の」に、「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、「総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣の」を削り、「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

議案第91号

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,820,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月20日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 25,906,817	千円 204,880	千円 26,111,697
	2 国庫補助金	5,687,997	204,880	5,892,877
歳 入 合 計		140,615,394	204,880	140,820,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		52,809,543	204,880	53,014,423
	2 児童福祉費	19,337,433	204,880	19,542,313
歳 出 合 計		140,615,394	204,880	140,820,274

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

入 歳

[illegible]

歲 出

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 598,095	千円 204,880	千円 802,975	4 児童福祉費補助金	千円 204,880
計	5,687,997	204,880	5,892,877		

説	明
73 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	千円 (子ども総) 204,880

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 12,502,558	千円 204,880	千円 12,707,438	千円 204,880	千円	千円	千円
計	19,337,433	204,880	19,542,313	204,880	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 2,607	【子ども未来部関係】 千円 204,880 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業 204,880
3 職員手当等	2,686	
4 共済費	470	
8 旅費	136	
10 需用費	822	
11 役務費	1,809	
12 委託料	2,000	
13 使用料及び賃借料	400	
18 負担金、補助及び交付金	193,950	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括 (単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(150) 3,865	1,812,085	9,502,990	7,359,108	18,674,183	3,392,308	22,066,491	
補正前	(150) 3,863	1,809,478	9,502,990	7,356,422	18,668,890	3,391,838	22,060,728	
比 較	(0) 2	2,607	0	2,686	5,293	470	5,763	

※職員数欄の（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	237,951	730,474	280,786	194,130	141,324	2,359,969	1,520,128	86,580
	補正前	237,951	728,204	280,786	194,130	141,324	2,359,553	1,520,128	86,580
	比 較	0	2,270	0	0	0	416	0	0
	区 分	退 職 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
	補正後	1,523,573	146,690	2,856	6,066	5,819	3,417	119,345	
	補正前	1,523,573	146,690	2,856	6,066	5,819	3,417	119,345	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(150) 2,400		9,359,386	7,004,542	16,363,928	3,051,181	19,415,109	
補正前	(150) 2,400		9,359,386	7,002,272	16,361,658	3,051,181	19,412,839	
比 較	(0) 0		0	2,270	2,270	0	2,270	

※職員数欄の（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	237,951	718,573	280,786	189,160	141,324	2,023,299	1,520,128	85,925
	補正前	237,951	716,303	280,786	189,160	141,324	2,023,299	1,520,128	85,925
	比 較	0	2,270	0	0	0	0	0	0
	区 分	退 職 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
	補正後	1,523,573	146,690	2,856	5,696	5,819	3,417	119,345	
	補正前	1,523,573	146,690	2,856	5,696	5,819	3,417	119,345	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,465	1,812,085	143,604	354,566	2,310,255	341,127	2,651,382	
補正前	1,463	1,809,478	143,604	354,150	2,307,232	340,657	2,647,889	
比 較	2	2,607	0	416	3,023	470	3,493	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	11,901	4,970	336,670	655	370
	補正前	11,901	4,970	336,254	655	370
	比 較	0	0	416	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手当等	2,686	その他の増減分	2,686		